

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成28年8月26日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	長谷部 集 君	副委員長	滝川 美幸 君
	松井 豊 君		斉藤 芳夫 君
	有泉 庸一郎 君		内藤 久歳 君
	保坂 芳子 君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（6名）

副議長	米山 昇 君		金丸 幸司 君
	五味 武彦 君		金丸 寛 君
	山本 今朝雄 君		樋泉 明広 君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	内藤 光二 君	総務部長	飯室 崇 君
市民部長	保延 克教 君	教育部長	生山 勝 君
秘書政策課長	内藤 博文 君	企画財政課長	横森 貴志 君
総務課長	石合 雅史 君	防災危機管理課長	長谷川 秀明 君
市民窓口課長	佐野 勝馬 君	税務課長	古屋 正彦 君
教育総務課長	望月 映樹 君	学校教育課長	内藤 和彦 君
敷島・双葉 学校給食 センター所長	保坂 和也 君	生涯学習文化課長	保坂 江里 君
スポーツ振興 課長	梅原 剛 君	総合政策係長	丸山 英資 君

財政係長	宮本 裕 君	情報政策係長	三井 美樹 君
消防防犯係長	樋川 浩一 君	届出窓口係長	山田 久美 君
市民税係長	五味 万里 君	資産税係長	有泉 正恵 君
施設係長	相川 泰史 君	学事係長	日本 修 君
保健給食係長	斉藤 一也 君	文化財係長	大畷 正之 君
施設管理係長	保坂 俊和 君		

---

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会議務局長	岩下 和也	書記	山岡 広司
書記	有野 恵里		

#### 審査内容

- 1 条例審査  
議案第50号 甲斐市税条例等の一部改正の件
- 2 補正予算  
議案第54号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）
- 3 請願審査  
請願第28-1号 「原発事故避難者への住宅支援の継続を求める」請願書  
請願第28-2号 所得税法第56条廃止意見書の提出を求める請願書
- 4 その他

開会 午前 8時55分

○書記（山岡広司君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集ご苦労さまです。

今日は、総務教育常任委員会ということでよろしくお願いをしたいと思います。

本日の委員会につきましては、定例会初日に付託をされました議案につきまして、審議のほうよろしくお願いをしたいと思います。

委員長の挨拶の前に、今回使う資料としまして補正予算の説明書と議案集、あと議会資料、こちらのほうを使っていきたいと思っておりますので、ご用意のほうお願いをしたいと思います。

それでは、長谷部委員長より挨拶をいただきまして、進行のほうよろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） 改めまして、皆さんおはようございます。

朝9時という少し早い時間にご参集大変ご苦労さまです。

昨日までの一般質問、大変お疲れさまでした。本日より委員会審査に入りますけれども、3委員会の中でトップバッターの委員会ということになります。午前中だけではちょっと足りないかなと思うぐらいの非常にボリュームの多い案件になっておりますので、ぜひともご協力をいただいてスムーズに進みますよう、よろしくお願いいたします。

以上で挨拶としまして、会議に入らせていただきます。よろしくお願いします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（長谷部 集君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第50号 甲斐市税条例等の一部改正の件外1議案及び請願28-1号 「原発事故避難者への住宅支援の継続を求める」請願書外1件の請願の審査を行います。審査は、初めに条例審査から行い、次に一般会計補正予算歳出歳入の審査、その後請願審査の順で行います。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては、一問一答方式とし、会議規則第116条を厳守、遵守し、発言は全て簡明にするよう、お願いいたします。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきに申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数につきましては、創政甲斐クラブ2名、甲斐市民クラブ1名、新政クラブ1名、颯新クラブ1名、共産党甲斐市議団1名、公明党1名となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第50号 甲斐市税条例等の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

古屋税務課長。

○税務課長（古屋正彦君） おはようございます。

それでは、市民部税務課より、議案第50号 甲斐市税条例等の一部改正の件につきましてご説明を申し上げます。改正につきましては、議案集の9ページから23ページ及び議会資料の1ページから39ページでございます。まず、議案集の23ページをお開きお願いいたします。23ページの下の段をご覧いただきたいと思います。

この改正を提案する理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令並びに所得税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものがあります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に、改正の内容につきましてご説明申し上げます。資料の1ページの改正の概要をごらんいただきたいと思います。

改正の項目としましては、大きく分けて1、市民税関係、2、軽自動車税関係、3、固定資産税関係の3つとなっております。説明は、この概要に沿って次の3ページ以降の新旧対照表と並行して、改正の主な点のみ説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

初めに、資料1ページ、1、市民税関係になります。①としまして、延滞金額の計算期間等の見直しについてでございます。

個人市民税または法人市民税に係る延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の見直しに準じて所要の措置を講ずるものでございます。条例改正箇所は、第19条、43条、

48条、50条となります。施行は、平成29年1月1日からとなります。

改正箇所の内容になりますが、新旧対照表で見ますと3ページ、第19条は全般的な延滞金の規定整備、それから6ページ、第43条第4項に個人市民税における延滞金計算期間の控除規定を追加、それから9ページ、第48条第5項に法人市民税における延滞金計算期間の控除規定を追加、それから11ページ、第50条第4項に不足税額の納付に係る延滞金の控除規定を追加するものになります。

次に、概要のほうに戻りまして②としまして、法人税割の税率の引き下げについてでございます。

こちらは、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い、現行の税率を9.7%から6.8%に引き下げるものでございます。条例改正箇所は、第34条の4となります。施行は、平成29年4月1日からとなります。

改正箇所の内容になりますが、新旧対照表で見ますと5ページ、第34条の4は法律改正によりまして、税率を今までの9.7%から新しく6.8%に改めるものであります。

次に、戻りまして1ページの③としまして、医療費控除の特例の創設についてでございます。

こちら、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして、健診、予防接種等を受けている個人が、医療用から転用された一般用医薬品を購入した際、一定の金額を限度とし、その年分の総所得金額等から控除することの特例を設けるものでございます。条例改正箇所は、附則第6条となります。施行は、平成30年1月1日からとなります。

改正箇所の内容になりますが、新旧対照表で見ますと22ページ、附則第6条についてですが、控除の特例適用の新設となります。

次に、また1ページのほうの概要をお願いいたします。④としまして、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例の創設についてでございます。

こちらは、日台民間租税取決めに規定された配当等にかかわります源泉徴収税率の引き下げ等の実施に関するもので、国税の取り扱いに準じて所要の措置を講ずるものでございます。条例改正箇所は、附則第20条の2、20条の3となります。施行は、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日、平成29年1月1日からとなります。

改正箇所の内容になりますが、新旧対照表で見ますと27ページ、附則第20条の2について、当該特例適用利子及び配当等の額に係る所得を分離課税するための新設となります。それから、31ページ、附則第20条の3につきましては、前条の新設に伴う条ずれ等の整備と

なっております。

次に、概要 1 ページに戻りまして大きな 2 番、軽自動車税関係になります。その①としまして、軽自動車税の環境性能割の創設についてでございます。

軽自動車の取得時に、環境性能に応じて課税を行う環境性能割を導入するもので、当分の間は県が賦課徴収等を行うこととするものでございます。条例改正箇所は、ご覧の第80条から附則第15条の6となります。施行は、平成29年4月1日からとなります。

改正の内容になりますが、新旧対照表で見ますとまず12ページの第80条は、環境性能割の納税義務者等について規定をしております。それから13ページ、第81条は軽自動車のみなし課税についての規定、それから14ページ、81条の3は環境性能割の課税標準について、同じく第81条の4につきましては税率、15ページに行きまして、第81条の5につきましては徴収の方法、同じく第81条の6につきましては申告納付、同じく第81条の7につきましては不申告等に関する過料、次の16ページ、第81条の8につきましては減免措置、それから23ページ、附則第15条の2につきましては賦課徴収の特例規定、それから24ページ、附則第15条の3につきましては減免の特例、同じく附則第15条の4につきましては申告等の特例、同じく附則第15条の5につきましては徴収取扱費の交付、同じく附則第15条の6につきましては税率の特例として規定を新設するものであります。

次に、また 1 ページの概要をお願いします。②としまして、軽自動車税の名称変更に係る規定の整備についてでございます。

軽自動車税に環境性能割が導入されることに伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するものでございます。条例改正箇所は、ご覧の第82条から平成26年改正附則第6条となります。施行は、29年4月1日からとなります。

改正箇所の内容になりますが、新旧対照表で見ますと16ページ、第82条、それから17ページ、第83条、85条、87条、それから18ページ、第88条、19ページ、89条、90条、21ページが91条、37ページが、平成26年改正附則第6条につきまして軽自動車税とあるものを種別割に切りかえ、その他は条項の整備となっております。

次に、またすみません、概要のほうに戻りまして、2 ページの概要のところになりますけれども、③としまして、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長についてでございます。

現行のグリーン化特例の適用期限を1年延長し、平成28年度に新規に取得した3輪以上の軽自動車税について適用するものでございます。条例改正箇所は、附則第16条となります。施行は、平成29年4月1日からとなります。

改正の箇所の内容になりますけれども、新旧対照表で見ますと25ページ、附則第16条について特例の1年延長及び種別割の名称変更となっております。

次に、また2ページの概要のほうに戻りまして、お願いしたいと思います。大きな3番、固定資産税関係になります。①としまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特例措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置についてでございます。

これは、太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備について、わがまち特例を導入した上で適用期限を2年延長するものであります。条例改正箇所は、附則第10条の2となります。施行は、平成28年4月1日からとなります。

改正の箇所の内容になりますが、新旧対照表で見ますと23ページになります。附則第10条の2については、第6項が太陽光発電設備、第7項が風力発電設備、第8項が水力発電設備、第9項が地熱発電設備、第10項がバイオマス発電設備として区分しまして、それぞれ特例割合を設定しているものであります。

最後になりますが、議案集の9ページからの改正条文につきましては、新旧対照表のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で議案第50号 甲斐市税条例等の一部改正の件につきまして説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 1ページの市民税関係、延滞金額の計算期間等の見直しですが、これが一番よくわからないんですが、もう少し説明してください。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） こちらにつきましては、個人市民税または法人市民税に係る関係で、更正をした後通常の税額が確定しまして、その後何らかの関係で更正が起きて、その後また再度更正をした場合のときに、その期間につきまして計算期間を除くという特例措置でございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 全体的によくわからないんですけども、1ページの2番、法人税の税率引き下げで9.7から6.8に引き下げられるということなんですけれども、これで引き下げた場合に、本市の税収における影響というのはどれくらいあるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） 法人税割の関係の改正につきまして、平成28年度予算をベースに試算比較をいたしますと、予算が1億9,452万7,000円につきまして、こちらを改正後の6.8%にいたしますと1億3,636万9,000円、比較しますと5,815万8,000円の減ということになります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の話で、これが施行されて、来年からということなんですけれども、5,800万減収になるわけですよ。

それで、基本的にこれが、法人税が下げられたその根拠というのはどういう格好で、国のほうでも法人税の引き下げなんていうことも言っているようだけれども、どういう理由でなったのか、その辺の背景はどんな具合ですか。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） まず、こちらのほうの説明のほうがちょっと不足しておりましたが、こちらの法人税率引き下げと同時に、地方法人税がその分を補いまして交付金として入ってくるという形にはなっております。

こちらのほうにつきましては、地域間の税源の偏在性を是正するというような目的のためにこのような措置をとるということになっています。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、今の説明だと、この5,800万円減額になる分については交付税のほうで措置されるということで、市としてはそんなに影響はないという考え方でいいということですか。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） はい、そのとおりです。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それから、あと軽自動車税の関係ですけども、一応新旧対照表を見

ると、税そのものに対しては減額とかそういうことはないですね。名称に係る変更とかという部分で、この名称を変えたというところは、どこをどういう格好で変えたということなんですか。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） 今ご質問いただいているのは、名称変更になります種別割というものにつきましては、今現在あります軽自動車税そのものが種別割になります。全く新しく環境性能割というものが導入されるということでございます。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、その下の3番のグリーン化特例という、そのグリーン化特例というのはどういう特例でしたか。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） こちら、今現在もグリーン化特例をやっておりますけれども、こちらにつきましては環境に適応した、例えば電気自動車とか基準に達成している環境に配慮した車などにつきましては、本来の税額から軽減を、その程度に応じて75%の軽減、50%の軽減、25%の軽減という3段階の軽減を受けて、税額が確定するような形になっているんですが、それを1年延長するということになります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、固定資産税の3番ですけれども、施行が28年4月1日からで、もう既に施行されてこれでいっているということなんですね。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） こちらは、固定資産税は賦課期日をご存じのとおり1月1日、来年の1月1日になりますので、こちらの適用期間は既に適用されています。

○委員（内藤久歳君） 適用されていると。

○税務課長（古屋正彦君） はい。なのでいいんですが、実際の課税自体は1月1日現在でもって行いますので、このような取り扱いになっております。

以上です。

○委員（内藤久歳君） はい。ありがとうございました。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） そうすると、軽自動車の場合は、このグリーン化特例の延期以外のと

ころは、税収の増減には変わらないということですね。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） 環境性能割が新しく導入されるということになりますので、委員さんのおっしゃるとおりです。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 1点だけお聞きしたいんですが、1ページの市民税の4番、特例適用利子で日台民間租税というのは、これは何か説明のときに日本と台湾のというのがありましたけれども、実際的にはかかわるといふか余りなくて、余り影響がないのかなと思う。ちょっとこの辺、うちの甲斐市の場合はどうなるのか教えてください。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） こちらのほうは、委員さんのおっしゃるとおり、日本と台湾の間の中で取り決めされました租税等に対する取り決めになるんですけれども、実際に影響といふますか、そういったものにつきましては、その関係の方がいらっしゃればということになりますけれども、どの程度影響があるということまではちょっと把握していませんが、多くはないとは思っております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 軽自動車税関係で、新たに環境性能割というのが創設されるということですが、2%を上限とする税金が新たにかけられるわけですが、当分の間は県が賦課徴収を行うこととすると、こういう説明でしたが、これは県が賦課徴収して県税としての収入になっちゃうのか、徴収はするけれども市のほうへ回ってくるのか。その辺はいかがですか。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○**税務課長（古屋正彦君）** こちらのほうは自動車税の県税でありました自動車税のかわりになすものもありますので、県税とそれから軽自動車税の取り扱いの関係につきましては、こちらの市のほうになりますので、分かれているということになりますが、当分の間、徴収の混乱を来すということで、県のほうで一括して事務を取り扱うということになっております。以上です。

市のほうに入ってくるかどうかというのは、こちらの市の分もございますので、入ってきます。

○**委員長（長谷部 集君）** 米山議員。

○**議員（米山 昇君）** 徴収する事務を志願するけれども、それは市として入って来るということで全額来るのか。今の答えだと、入ってくる分もあるというような言い方でしたので、県と市のほうで例えば半分ずつとかというような、そういう税の分配というものもあるわけですか。

○**委員長（長谷部 集君）** 五味係長。

○**市民税係長（五味万里君）** 導入されます環境性能割につきましては、軽自動車を取得したときに支払っていただくものになります。全額県のほうで徴収していただくんですが、その徴収した金額に対しては市のほうに納入される形になります。そして、市のほうからはその納入額に応じて取扱手数料、交付金として環境性能割は市のほうに入ってくるんですが、それに伴う取扱費としてこちらから県にはお金を支払うような形になります。

以上です。

○**委員長（長谷部 集君）** そのほか質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○**委員長（長谷部 集君）** なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第50号 甲斐市税条例等の一部改正の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ございませんか。

[発言する者なし]

○**委員長（長谷部 集君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号甲斐市税条例等の一部改正の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、分割付託されました議案第54号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容によりある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） それでは、そのようにいたします。

なお審査は初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。委員の発言は一問一答方式で、簡明をお願いいたします。

まず、歳出から説明を受け、審査を行います。

最初に、第2款総務費第2項徴税费第2目賦課徴收费について税務課より説明を求めます。古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） 引き続きまして、税務課より補正予算につきまして説明をさせていただきます。

まず、平成28年度8月補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。中段になります。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴收费、23節償還金利子及び割引料の市税還付金600万円につきまして、増額補正をお願いするものであります。

これは、法人住民税に係る市税還付金に充てるもので、還付及び還付加算金に対応するものであります。

この市税還付金は、当初予算額2,450万円をもとに個人住民税及び法人住民税の修正申告、固定資産税の更正などに対する還付金を納税義務者にお支払いをしているところであります。今回、法人住民税に係る予算におきまして、予算の見込みを超える還付金が現時点で確定になり、今年度末までの支出を見込んだところ、不足が生じることになりました。そこで今回、市税還付金の増額補正をお願いするものであります。増額補正する内訳としまして申

し上げますと、法人住民税におきまして、所得金額の減額更正による還付で予算減額が1,400万円に対しまして600万円不足する見込みとなりまして、増額補正をさせていただくものとなります。

以上で簡単ではございますが、市税還付金の増額補正につきまして説明を終わらせていただきます。

ご審議のほうよろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは市税の還付金ということで、前納ということですよ。そうではなかった。そうではない。還付金ということは、早く納めた人に返すというそういう感じ。内容的にはどういう内容ですか。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） こちらの法人住民税につきましては、あらかじめの法人からの予定納税がございまして、そちらのほうの修正申告等がありますと、それに対する還付金が発生すると。その還付金の支払いになります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 大体これ予算を立ててやっている、法人というのはそんなに極端に変わらないと思うんですけども。前年度のもの実績として予算をしていくと思うんですけども、それから比べるとこの600万円という見込みですかね、その辺のところはちょっと多いような気がするんですけども。予算のときに関する補正ということでその辺の予算立てするときに見込みというか、その辺との対応というか、その辺はどういう関係になっているのですか。

○委員長（長谷部 集君） 古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） 予算の段階におきましては、見込みとしまして前年度の実績等を見まして予算措置をしているところなんですけど、今回につきましては、一企業に大きな還付金が生じたということで、予定したものより多く企業に還付するような形になりましたので、今回の補正が発生したということになります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしますが、還付金の場合、利子をつけてお返しするわけですが、今どのぐらいの利率になっていますか。

○委員長（長谷部 集君） 五味係長。

○市民税係長（五味万里君） 平成28年1月1日からの還付加算金は1.8%で計算しております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 1.8%ということで大分、昔から比べるとかなり下がっていますけれども、今の時代もうほとんどの利率がないというような時代ですから、また見直し等あったら1.8でもかなりいい利率で、企業とすればそこに預けておいてという言い方はおかしいですけれども、税金を納めておいて返していただくというようなかなり利子的には助かるというような部分もあるようですので、見直しできるようでしたら、また検討していただきたいと思います。要望でいいです。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費の審査を終了いたします。

次に、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費について説明を求めます。

佐野市民窓口課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） おはようございます。

市民窓口課の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

上から3段目になりますが、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額1,636万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫補助金でございます。内容につきましては、010住基印鑑登録事務費の19節負担金補助及び交付金でございます。これは、マイナンバーカードの作成、発送等を委託しております地方公共団体情報システム機構に対する負担金でございます。国のマイナンバーカード関連予算の総額に対しまして、甲斐市の人口割で算出された額でございます。補正後のマイナンバーカード関連の負担金の総額は2,320万3,000円となります。

以上が市民窓口課の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） マイナンバーの進捗状況を教えていただきたいんですが。予定がどのぐらいまであって、それに対してどれぐらいなのか。何かあんまり進んでいないような気がするんですが、教えてください。

○委員長（長谷部 集君） 佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） マイナンバーカードの申請数ということでよろしいでしょうか。

昨日8月25日現在ですけれども、5,169人の申請がございます。そのうち4,073枚を窓口で交付いたしました。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） かなり前に随分PRしてやっていたような気はしたんですけれども、5,000では。この事務予算というか、予定というものがあったと思うんですよね。予定ではどのぐらいやる予定だったんですか。

○委員長（長谷部 集君） 佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） これは、市の予定数というか、全国的な予定数ですけれども、去年は1,000万枚を予定しておりました。それから、今年の国の予算につきましては500万枚を予定しております。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） うちの甲斐市についてですけれども、どういうふうな予定だったかということを知りたいんですけれども、全く予定なしでそのところで、出たところ勝負でやっていたみたいな感じ、そうではないと思うんですけれども。やっぱり予定というか、目標というのはあるわけじゃないですか。それに対してやっていくわけだから、幾ら国のお金だといってもその辺のところはどういうふうにしたのか。

○委員長（長谷部 集君） 佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 説明が申しわけありませんけれども、国でおおよそ1,000万枚ですから10%、ですから市でも7,000枚ぐらいは目標としてやってまいりましたけれども、現在のところまだちょっと届かないような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それに対して、何か、前は夜のあれなんかはあんまりしていなかったかもしれないんですが、夜も営業というか、おかしいですけれども、やるような形で一生懸命努力はしていると思うんですけれども、その辺のところどんなふうに担当としては考えているのか。今年は補正しているわけですけれども。どんなふうに。だだ、事務を委託して、そのお金を払っちゃうというんじゃないかと、もうちょっと頑張って増やそうかというのは決意がもしありましたら。何か、策がありましたら。

○委員長（長谷部 集君） 佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 広報紙、ホームページに載せることはもちろんですが、まず職員から全員でつくろうということで、市長のほうからもつくるようにという指示がありましたので、まず職員、あるいは公務員、国家公務員、県職員に働きかけてというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それはもう達成したんですか。

○委員長（長谷部 集君） 佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） まだ全体で5,000人ですので、まだまだ広報とか足りない状況だと認識しておるところでございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 私がお聞きしたのは、職員の方とかとまずおっしゃったので、そこはどうなんですかということ聞いたんですけど。

○委員長（長谷部 集君） 佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 職員は何回も申請するように言っているんですが、市長を初め部課長さんとかはほとんどやったんですけれども、まだ30人、40人程度でございまして、率でいえば8%程度の状況です。

すみません、失礼します。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その必要性とか、そういうところのまだ認識がっていないとは思いますが、しょうがないけれども、始まった以上はやっぱり、市長からもそういうふうに出ているのであれば、まずは100%早急にやっていただいたほうがいいんじゃないでしょうか。そうでないと、とても市民には言えないと思いますので。要望ですけれども。頑張ってください。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

○委員長（長谷部 集君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費について総務課より説明を求めます。

石合総務課長。

○総務課長（石合雅史君） お疲れさまです。

それでは、総務課に関連いたします8月補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の10、11ページをお願いいたします。

今回補正予算をお願いする内容は、2款総務費、1項総務管理費、6目情報管理費のうち002情報系システム運営事業につきまして5,725万円を増額補正する内容でございます。

国では新たな自治体情報セキュリティー対策の抜本的強化の概要報告の中で、特に重要と位置づけられておりますシステム全体の強靱化の向上に対応する取り組みを全ての自治体に求めております。今回補正予算をお願いするのは、職員1人1台パソコンで運用しております情報系システムにつきまして、外部からの不正アクセス及びインターネット等を介した攻撃に対する対策を徹底するため現在、文書管理、庶務、一般事務等で使用しておりますL G W A N環境とインターネット環境とを分離したシステム構築を行う経費となります。

具体的には、現在同系統で接続していますL G W A Nシステムとインターネット環境とを完全に分離させるとともに、インターネットへ同時に接続できるパソコン台数に制限をかけるものであります。

経費の内訳につきましては、ハード及びセキュリティー管理対策ソフト費として3,619万円及びネットワーク設計や実際にシステムを稼働させるためのシステム構築費として2,106万円を予定しております。

なお、補正予算説明書の財源内訳中、国・県支出金929万1,000円につきましては、マイナンバー制度に対応し実施する総合運用テストに係る国の補助金が確定となったため財源更正を行うものでございます。

以上で総務課に関係いたします補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） このシステム運営委託料として5,700万円ぐらい計上されているんですけども。これどこのところでも、今この委託料に関して、どこの監査でもみんな問題になっているんですけども。こういうもの3,600万とか、いきなりこういういろいろなところから、とりあえず1社じゃなくて幾つからはとってはいるんでしょうけれども、ただ今までの経緯があってその上のところの業者にやらせなきゃいけない、こういうものの積算というか、ほぼ言いなりということでしょう、そのことが。この辺のやつというのは、今後どういうふうにしていくか。

非常に目に見えてこないですよ、委託料つきの。結構ここだけでなく、総務費でなくて、ほかのところもみんなそうなんです。だから、こういうものどういうふうに関後、要するに財政が厳しいなんて言ったときに、こういうものをやっぱり委託料が占める割合というのは非常に多いですよ、全体からすると。こういうものは今すぐ結論が出るという問題じゃないんでしょうけれども、システム関係のあれが物すごく高いんじゃないですかね。その辺はどうなんですか、課長。どんなような、言いなりというようなものんでしょうけれども、いろいろ普通の建築だとかああいう箱もののやつはもう単価があってというようなそういう積算体系ができていないですか。こういうものはどういう積算体系でやっているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 今の電算システムに対応した業務というのは毎年、毎年膨らんでおりまして、甲斐市がスタートした当初に比べてカバーする分野というのは非常に広範囲に及んでいる状況でございます。

特に業務系システムにつきましては、日常的な業務に全てが直結している内容ということで法改正等も含めまして、迅速な対応をしていかなければならないという実情もございます。その辺の総括する立場といたしましては、現在どういった業務を電算で、システムで対応しているかというものを常に最新の情報を把握するとともに、それぞれの業務に対して適正な見積もり等を徴取した上で予算等を計上する中で対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それ以上言ってもあれだけれども、注意深く、ただこれが高い、こういうシステムあるからこれだけ委託料が来ましたじゃなくて、難しい部分があるかもしれ

ないけれども、その時点でいろいろ考えて前に進んでいってもらいたいしと言えないですよ  
ね、今のところ。とにかく注意深く、特にこの金額が結構大きいですからね、このシステム  
とか。国が何かを変えれば、それに応じてまた変えなきゃならないわけでしょ。そのお金が  
結構こういうものを見ると、みんな何げなくすぐ電算だ、コンピューターということになると、  
みんなわからないからそういうことでみんな通っちゃうけれども。占める金額というのはか  
なり多いですよ。注意深くこれからもまた、やらなきゃならないこともそうなんだけれど  
も、その相手の会社にもわかる範囲でこちらかも突っ込めるところは突っ込んで話はやっぱ  
りしていってもらいたい。そういうことなんです。お願いします。

○委員長（長谷部 集君） この問題に関しては総務部だけではなくて、市全体の問題だと思  
いますので、部長には部長会議等でほかの部局に対しても、特に財政とかありますので、こ  
ういう意見、要望が出ているということをお伝えいただきたいと思います。

そのほか質疑ございませんか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 有泉委員の話と似ているといえば似ているんだけど、一応、当初1  
億5,000万ほど、補正で5,700万。割合的に33分の1とかいうような数字がある日突然、一  
般財源の4,700万のほとんどがある日突然、こういうふうに補正で出てこなければならない  
状況がある日、生じるわけですよ。これが自分たちの都合ばかりじゃなくて、県とか国  
とかそういうところから来ると。そうしたらやっぱりこれは、いずれそんな突発的にあ  
れもしろ、これもしろと言うのには国庫補助がないというのがおかしいという私は気がする  
の。

やっぱり一遍立てかえてあっても、いずれ何かの形でそういうこれは地方の甲斐市の市役  
所だけの中の問題だけじゃないじゃんね、このセキュリティーにしてもシステムの問題にし  
ても。こうなると、こういうのってのは何かこうどこかにそういうことを救済してもらえる  
ような方法を考えていくなり、自分たちがそういうものを働きかけるなりというふうにやら  
ないと、これ普通考えられないじゃない、1億5,000万円、今年予算組んだら5,000万円追  
加が出ましたなんてこと、普通の商売じゃ、これじゃ普通の商売じゃ潰れちゃうもんね。

だからその辺のところ、財源が税収だからあるいは交付金だから、いいや補正組めば出る  
何ていう話でやられちゃうと、やっぱり締めまりがねえなっていう感じをするんで、何かこう  
方法ないんですかね。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 経過について若干補足をさせていただきますと、この取り組みについて県のほうから要請があったのが、去年の末でございます。

国のほうの具体的な説明会が、年が明けて1月に実施されております。その中で、例えば顔認証システムの導入でありますとか、それ以外の附帯的なセキュリティー関係の取り組みについて説明がございました。

今回の補正する内容もその中で説明があったわけでありましてけれども、これを除く顔認証システムでありますとか、今使っておりますサーバーの中の一部離を行うという作業につきましては、2月の補正予算で対応させていただいたところでございます。

この今回お願いしている内容につきましては、広く情報系端末というのが業務を網羅しておりますので、その辺の庁内システム業務の洗い出し等を行う中で、構築方法等も含めた費用全般、さらには新たな環境下でのインターネット対応端末機器の必要台数、それからメールアドレス数の想定、山梨県がこれから構築します県のセキュリティークラウドへの負担等の影響など調査する必要があるために、若干の調査期間を要したというようなことで、8月の今回補正をお願いしているという状況でございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この補正が通れば、この事業はいつまでに完成というか整備されるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 三井係長。

○情報政策係長（三井美樹君） 今年の12月31日までが工期となっております。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） また後、その入札がするかどうかわからないですけれども、業者選定については、この予算が通れば早急にやるんですけれども、その辺のところについてはシステムの今あるものに関してのその関連企業というかそういうことになるかと思っておりますけれども、その辺の業者選定についてはどんな流れでいく、これは契約のほうかもしれないですけれども。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 電算のシステムを担当する課の立場といたしましては、今回の一連の分離する事業につきましては、現状システムを構築し、かつシステムコストを行っている業者の協力が不可欠であるということが言えます。

また、他の業者が設計をしたり見積もりを行う場合、現状のこのシステムやネットワークに関する仕様等を公開をしなければならないという面もございまして、少なからずセキュリティー面から見まして、好ましくないということも言えることができます。

分離作業の安全性、確実性、さらには作業に要する期間等の短縮等も鑑み、現在システムを手がけている業者で考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 内容はよくわかりました。

そういう中では先ほど言ったようにできるだけ安い、安いというか当然信頼度が大切ですが、けれども、そういったことも踏まえて対応してもらえればいいかなというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今回、セキュリティー等の上からインターネット等が分離をするということですが、これ全国一斉に多分こういう形で分離をするという作業行われると思うんですが、先ほどからも委員の皆さんからも金額というか積算がわかりづらいとこう言われています。確かに、その業者でなければ中身のことはわかりませんし、また他の業者が入ってということとはできないと思いますが、同じ例えばNECであればNECが、ほかの市町村でも受けているところがあります。富士通はまた違うところというようなことがあります、できるだけそういうところとも情報を交換というとおかしいですが、情報を聞いてできるだけ安く構築できるものであればそれにこしたことはないと思いますので、そういうこととして経費を節約するようなお考えがあるかどうか、お聞きをいたします。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 日常的な業務、特にいろいろな改正等にのっとなって費用が発生する場合もございまして、全国一律に今同じような改正をするというような内容もございまして。そういう場合は同じ業者を導入している自治体等、費用面照会等を行って、価格の

妥当性について確認もしております。

今回のこの情報系の分離につきましては、それぞれ例えば端末の数とか、インターネットにアクセスする台数とかそういうものがまちまちになっておりますので、一概に他の自治体の状況がそんなに反映できるというなかなか難しい面もございますけれども、今後、そういった面に関しましては、注意深く動向のほうを観察いたしまして、できるだけ費用を抑えるような形でまた業者のほうにも要請をしていくというふうなことを考えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） よろしく申し上げます。

もう一点、先ほどハードで3,600万円かかるという話でしたが、ハードでということになると、委託料でいいのかなという感じがしておりますけれども、これ中身はあれですか、いわゆる既存のハードのものを改修というか直すというかそういうことであって、新たに買うということじゃないという解釈ですか。

もし、新たに買うのであれば備品購入とかそちらのほうへ計上すべきだと思うんですが、委託料の中でハード部分というのはどういうことで、こういう委託の中で一括でやるのか。

○委員長（長谷部 集君） 三井係長。

○情報政策係長（三井美樹君） こちらのハードに部分につきましては、新たにインターネット分離するに当たりまして、仮想のサーバーを用意するという形で、新たに購入するものになります。

備品購入ということも重々承知なんですけど、平成27年に先ほど課長が申した2月に補正した一部セキュリティー分岐の部分の少し事業をしているところも、やはり事業の進捗性とか時間が限られている中で、委託料の中で今いるシステム業者の方をお願いをした形で委託ということとさせていただきます。

今回も国で12月31日までという工期が定められていまして、かなりスケジュールがタイトでありますので、業者選定とかも先ほどの今現状でシステムネットワークをわかっている業者をお願いする形で一括ということで、今回委託という形の予算を設けさせていただきました。

○委員長（長谷部 集君） そのほかに質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっとわからない部分があるんですけども、よくいろんな防衛省とかいろんなところにサイバー攻撃をかけられたということがあると思うんですよ。

今回のこういう改築によってどの程度防げるのか、また防ぐにはどうしたらいいのかということがこの中に入っているのでしょうか。

お伺いしたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 今回、分離作業行うわけですけども、これあくまでも物理的なそういうこの系統と言いますかのものがほとんどでございます。

今議員さんがおっしゃるような形でもって、当然外部から侵入する場合は、うちのシステムそのものにファイアウォールが何重にも構築されておりまして、もしそういうものが入ってきたときにはそこで感知してウイルスをはね返すと。ウイルスが侵入したことを教えるというような機能も当然あるわけでございますけれども、問題なのは、いろいろなところから今のログワンL Gワンシステムというインターネットシステムが、要するに簡単な話ですと、一つの電線の中でそれで二つの回路が行き来しているという認識でいただければと思います。その中で要は使い分けを行っているわけですけども、要は外部から侵入しやすい状態が今の状態になります。インターネットとL Gワンシステムを完全に分離することによって、要するに使用の範囲というのが限られてくるということが言えます。それである程度防御態勢のほうは物理的には可能になってくるということが言えます。

一番問題なのは、職員の使用とかによりまして、例えば関係ないところからメールが来ます。それについているファイルみたいのを不用意にあけた場合、その中にコンピューターウイルスが入っていると。実際そういうメールも多々送られてきている現状でございます。そういうものを侵入させないというためにも、こういうシステムが必要になってくるということでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） その添付ファイルのあけないようにとかいろんな指示をしなきゃいけないと思いますが、この辺はもういろんな都度に職員に徹底されているんでしょうかね。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） そういう事件が起こった場合に、すぐに情報政策係のほうからどういったファイルが送られてくる、送られてくる相手の名前でありますとか、そういうものを速やかに全職員に周知しまして、注意喚起を呼びかけていると。

間違っても添付されているファイルは絶対にあけないようにということを厳重に周知しております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑はございませんか。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） すみません。最初の課長からの報告をちょっと聞き落としたんですが、今回このランワン関係とインターネット関係を分離しなきゃならんというそもそもの何ていうか経過というか、これ他の自治体でも個人情報漏えいをしているというふうな例があって、これは大変だということで今回こういった情報システムの運営方法を変えていこうということで始めたんでしょうか。その辺ちょっと聞き落としたので、もう一度よろしいですかね。

○委員長（長谷部 集君） 三井係長。

○情報政策係長（三井美樹君） 先ほど、説明のときに最初に今回の事業については、国からのセキュリティー分離、基本的に先般の日本年金機構の情報漏えいだったり、流出だったり個人情報の情報流出という形が漏えいとかがありまして、今回マイナンバーを来年に控えて、本当に個人情報についてはセキュリティーに危機感を持ちなさいということで、国のほうから示された方策の中の一つで、今回情報系の1人1台パソコンをやっているところは、インターネットとLGワン環境を分離しましょうということが、これは12月31日までに構築しなさいということが示されています。その過程の中で行う事業になります。

○委員長（長谷部 集君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） ご存じのように韓国とかアメリカでもマイナンバー制度を導入して、それが大量に流出というふうな事件が起きておりまして、韓国でもアメリカでもマイナンバー制度そのものを廃止、あるいは撤退というふうな傾向が出ていますよね。

今回このシステムを変えようということで、先ほども同僚議員からもお話がありましたけれども、根本的にこれが分離することによって、本当に個人情報を住民の情報の流出を防げるかどうかというのがまだ疑問になるんでございますが、その辺は大丈夫でしょうね。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 現在、市で運営しておりますコンピューターのシステム、今回分離作業をする情報系のシステムというのと、日常的に職員が業務で使っているそれぞれの仕事の上で使っている業務系システムその2系統に分かれております。

通常、業務で使うシステムの中には当然マイナンバーを使う業務というのにも含まれているわけでございますけれども、そっちのほうの業務用のシステムは完全にほかのネットワークとは分離された形でもって構築されておりますので、こちらのものが勝手に外に出てしまうということは現状考えにくいという部分がございます。

心配しているのは、今の情報系のシステムの中で、要はこういう媒体を通じていわゆる間違いがあってはいけないということで、今回補正予算をお願いするわけでございますけれども、今後、甲斐市においては絶対に情報漏えいがないようシステムの構築、こういった機器の部分と職員の情報に対する認識というものをさらに向上させながら業務のほうへは当たっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、第2款総務費、第1項総務管理費、第2項情報管理費の審査を終了いたします。

次に、第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費について説明を求めます。

長谷川防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） お疲れ様です。

防災危機管理課より、8月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

下から2段目になりますけれども、第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費の第19節負担金補助及び交付金につきまして、158万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、市の指定避難所となっております玉幡小学校と竜王南小学校に設置しております飲料水兼用の耐震性貯水槽の遮断弁等の老化に伴います修繕に要する経費につきまして補正をお願いするものでございます。

この2カ所の貯水槽ですけれども、平成6年と平成8年に設置されたということで20年以上が経過している状況になりますけれども、点検後水道事務所のほうで年に2回行っておりますけれども、今年の5月に行った点検におきまして、遮断弁が作動しない、あるいは遮断時間に時間を要する等の動作不良が判明したため、修繕を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これこういう定めたこういうのって結構定期的に点検はしていると思うんですけども、これが見つかったというのは、何か不具合があって見つかったのか、定期点検の中で見つかったのか、その辺のところの管理の状況はどうなって。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 水道事務所におきまして年に2回5月と11月くらいになりますけれども、点検を業者のほうで行っておりまして、その定期点検の中で不具合が判明したものであります。

○委員（内藤久歳君） はいわかりました。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。  
質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで、第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は、10時半といたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時29分

○委員長（長谷部 集君） 時間ちょっと早いですけれども、そろいましたので、始めます。

それでは休憩以前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第10款教育費について説明を求めます。

望月教育総務課長。

○教育総務課長（望月映樹君） よろしくお願ひします。

それでは初めに、教育総務課から補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

下段の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費であります。

学校管理費の補正前の額4億2,594万1,000円に補正額700万円の増額補正をお願いし、計4億3,294万1,000円とさせていただきます。財源につきましては、市債として合併特例債660万円、一般財源を40万円としております。

13ページですけれども、010敷島北小学校費700万円、15節工事請負費であります。

内容につきましては、プールの改修工事ですけれども、プール底の塗装の剥がれがあり、防水シートにより改修を行います。施工面積は約275平方メートルであります。

また、旧配水管の老朽化による漏水箇所がありまして改修を行います。約38メートル分の改修であります。今年度のプール使用終了後に改修工事をお願いし、来年度の利用に支障がないよう今回補正予算をお願いするものであります。よろしくお願ひします

以上で、教育総務課の説明を終わります。

○委員長（長谷部 集君） 保坂学校給食センター所長。

○敷島・双葉学校給食センター所長（保坂和也君） お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

学校教育課給食センター関係の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書14、15ページの2段目になります。

10款教育費、4項学校給食費、1目給食センター費につきまして、補正前の額3億1,185万6,000円に対しまして、237万6,000円を増額させていただきます、合計3億1,423万2,000円とさせていただきます。補正額の財源内訳につきましては、全て一般財源であります。

内容につきましては、双葉学校給食センターの蒸気ボイラーの修繕をさせていただきますものです。

蒸気ボイラーは食器や食缶を洗浄、保管するために必要な蒸気をつくるものですが、その内釜から水漏れがありまして、そのままにしておくと、使用できなくなるおそれがあるということで、仮に蒸気ボイラーが使用できまないと、食器や食缶の洗浄の際のお湯や蒸気が使えなくなる。また、保管庫での保管の際の殺菌ができないということで、給食の提供に支障を来しますので、今回修繕をさせていただきますものです。よろしくお願ひいたします。

○委員長（長谷部 集君） 保坂生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） 生涯学習文化課より 8月補正について説明させていただきます。

補正予算説明書14ページ、15ページをお願いいたします。

上から3段目です。

10款教育費、6項社会教育費、4目文化財保護費になります。

003文化財調査事業で補正額は913万5,000円の補正をお願いするものであります。財源内訳はその他諸収入913万5,000円で、原因者負担として全額県からの文化財調査受託事業収入となります。

内容につきましては、都市計画道路田富町敷島線道路改良工事に伴い、大下条第2期工区間の埋蔵文化財発掘調査に係る費用となります。

内訳は、発掘調査に係る作業員報酬、測量委託料、重機等の借り上げ料になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 梅原スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） よろしくお願いいたします。

それではスポーツ振興課から8月の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算説明書14、15ページをお願いいたします。

10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費の006B&G海洋センター運営費でございます。補正前の額1億1,381万円に1,748万4,000円の増額をお願いし、1億3,129万4,000円とするものであります。財源は市債710万円、諸収入としてB&G財団海洋センター修繕助成金1,000万円、一般財源として38万4,000円であります。

補正予算の工事請負費1,748万4,000円でございますが、双葉B&G海洋センターの25メートルプール及び子供用プール函体の全面防水工事及び管理等の屋根改修工事でございます。

双葉B&G海洋センターは平成4年に開館し、開館から14年経過した平成18年に25メートルプール及び子供用プールの函体の塗装工事を行ったところですが、近年25メートルプール及び子供用函体プールの塗装が経年劣化によりまして、剥がれ、今回、防水シートによる改修工事を行うところでございます。

また、管理等の屋根につきましては、既存のアスファルト防水加工部分が経年劣化によりまして傷んでいるため、アスファルト防水加工を施す改修工事をあわせて行うため1,748万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 埋文の関係ですが、大下条、すいません、どの辺になりますか。

○委員長（長谷部 集君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 調査地区につきましては、地番でいきますと、甲斐市大下条990番の1ほかになります。位置的には都市計画道路田富町敷島線竜王方面から敷島方面に向かって北に向かいます、大下条の交差点から北側およそ150メートルぐらいの区間でございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑はございませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 小学校費とかですね、その北小学校のプールの改修とかその給食センターとか、B&Gもそうなんです、説明ですと、老朽化とか経年劣化に伴ってこの修繕するんだらうと思うんですけどもね、こういうものは突然出たわけじゃなくて、もうわかっているわけですよ。だから、普通こういうものは当初の予算の中には計上できないものなんですかね。

○委員長（長谷部 集君） 望月課長。

○教育総務課長（望月映樹君） 敷島北小学校のプールに関していえばですね、今年の6月の上旬にですね、プール開きの準備をしたところ、塗装の剥がれが多いという連絡があつてですね、それに対応するものであります。

いろんな学校施設については、中長期計画の中で老朽化等の対応をしておりますけれども、今回のこれにつきましては、突発的などといいますか、急に出たという内容であります。

以上であります。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） そういう事情もわかりますけれどもね、今後の問題としてね、ほかにこういうようなこれが二十何年もたっているとか何とかとさっき説明の中でおっしゃっていましたが、ほかにそういう調べているところはあるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 望月課長。

○教育総務課長（望月映樹君） 小・中学校の施設整備につきましては、先ほども少し話しま

したが、中長期計画の中でいろんな学校の大規模改修であるとか、それからプールの改修、それから、給食室というふうないろんなものを年次計画ではしておりますけれども、その中で対応するものと、今回のように突発的に発生するものということでご理解をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） できるだけね、事前に調査してですね、その計画の中でもやられるんだと思うんですけども、予算計上できるものはですね、予算計上していただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑はございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） B & Gの、これはB & G財団から1,000万円いただいたということの中ですけれども、敷島にもB & Gがありますよね。こういう修繕については他の財源に依存することで、今後公共施設管理計画の中でもそういうものも考えていかなきゃならない部分があると思うんですけども、今後についてはですね、このB & Gについては、ずっと永続的にそのB & Gの補助をいただいてやっていくものなのか、あるいはその市がかかわっていくものなのかという、その辺のところの基本的な部分というのはどうなっているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） B & Gのほうにつきましてはですね、B & G財団のほうから助成金を今回いただきました。助成金につきましてもですね、上限がありまして、上限でいきますと普通であれば3,000万円の中で経過を10年たつたと、建築から10年たつた場合にはこれまた使ってもいいよと、ただし、利用状況とかいろんな細かいところはあるんですが、その中でできるということであったものですから、今回、双葉につきましては、補正させていただいた内容で上限額いっぱいになってしまうというところがあるんですけども、敷島につきましては、まだ、余裕があるということもありますので、何かあったときには改築等の手続ができるということとなっております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その中でね、今聞いたのは、要するにB & Gという施設があって、その後も要するに修繕とか管理だよ、建物のそういうことに関して、B & Gがこう事あるご

とに何かあったときには補助を出してくれるのかという、そういうところで、今、10年のスパンという話もしたんだけど、そのほかに、今の話じゃないけれども、突発的にできることもあるじゃないですかね。そういうところのその対応については、市の財源を使ってやらなきゃならないこともあり得るという、これ一部使っていますけれども、その辺のところの位置づけはどうなっているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 突発的なところにつきましては、補助金の申請等はしなきゃならないところもあるんですけども、内容の中でですね、問題がなければ可能なところはあります。

ただ、やはり助成していただく中でですね、上限枠というのがあるので、そのためには上限枠いっぱいになってしまいますと、そちらのほうのB & Gからの助成はなくなってしまうので、一般財源という形で対応することになるかと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 今の小学校関係でね、私お伺いしたいのはね、その使おうと思ったら使えなかったというような、使えなくはないけれども、次にはちゃんとしたいというような説明があって、学校からね、細かいことでいっぱいいろいろな要望とかね、何十万単位とか何万円単位で済むようなこととかたくさん上がっていると思うんですよね。そういうものに対してね、その現状はすぐ対応できるもの、できないものって、いろんな種類があると思うんだけど、現実的になかなか対応できないで、何年も積み残してというようなことはあります。あると思うんだけど、どのくらいあります。長いのでどのくらい待たせているものがあります。

ちょっと、この補正予算と直接関係あるかどうかなんだけれども。

○委員長（長谷部 集君） 望月課長。

○教育総務課長（望月映樹君） お答えいたします。

件数については、今手元に資料がないので、お答えできないんですけども、毎年、秋にですね、予算段階の段階で学校のほうから10件程度の修繕要望、優先順位をつけて、いただいております。そのうちに予算がついてですね、対応できるもの、それから積み残しているものということで学校、内容にもよるんですけども、毎年残っているものも実際ございますし、大きなものは当初予算に計上させていただいて、対応するものということでありま

すので、100%学校の希望にですね沿った修繕はできていないのが現状でありますけれども、学校のほうにもそれは財源的なものは説明をして、ご理解をいただきながらやるしかありませんので、事務局のほうとすればですね、100%お答えはしたいんですけれども、やはり財源的なことがありますので、緊急の優先度を考えながら対応させていただいています。よろしくをお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 非常に説明わかりやすいんだけど、結局、不安全とかということはどうしても優先してもらわなきゃ困ると、大したことじゃないよというものでも、子供たちの安全性とかね、そういうものの確保というものはどうしても優先してもらわなきゃいけないと思うんですよ。

昔のように、学校に何か保守点検雑工事みたいな人たちがいるという時代と時代が違うんでね、そういうところ辺はやっぱりよく状況、校長先生がよく把握していると思うんでね、安全という面だけは置き去りにしないようにぜひお願いしたいと、そういうのが補正でこうやって出てくるならね、何でもプール使おうと思ったら、冬場の間、水はっているからプールの塗装が悪くなっちゃって、来年はもう無理だな、今年は何とか使えるけれども、補正なんていうんだとね、本来、どこでいつ点検しているんだい、実際はというふうに感じるんで、そういうふうぜひお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了し、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 文化財の調査でちょっとお聞きしたいんですが、場所は大体わかりました。道を拡張するためにその辺に埋まっているであろうものを調査するんだろうと思いますが、多分あの大まか、どの時代のどんなものが出そうだなということが予想が立てている部分があると思うんですよ。

この間みたいに、大庭遺跡で貴重な水晶の球が出たとか、大ヒット商品があったんですけども、今回はどんなものが出そう、予想されているんでしょうか。

掘ってみなきゃわからない部分があると思いますがね、どうなんでしょう。

○委員長（長谷部 集君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） お答えいたします。

今回の遺跡は御岳台遺跡という遺跡になりますけれども、調査で6世紀後半から7世紀の古墳時代の後期の集落跡及び10世紀から11世紀の平安時代後期の集落跡、建物跡の出土、あるいはそれに伴う土器の出土を想定しております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 貴重なものが出てくればいいんですが、実は昨日ですね、北公民館の生涯学習課の前で展示している最近出た遺跡、貴重なものが並んでいました。ポスターには大きなポスターあったので、大々的にやっているかなと思ったら、ご努力はあったんだろうけれども、大きなつぼと横にケースが2つぐらいということで、せっかく掘り上げたものをあそこだけではなくて、多分敷島の総文でもやったと思うんですけども、いろんな箇所です、特にその1階の例えば玄関のロビーですね、ああいったところに計画するとか、いろんな形でですね、甲斐市の歴史をやはり展示するようなことをいろんな形で展開してほしいなと思うんですが、直接この発掘、この予算には関係ないかもしれませんが、方向的なものをちょっと教えていただけるとありがたいなと思うんですが。

○委員長（長谷部 集君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 今回は速報展という形は初めての取り組みであります。当初、市役所のロビーということも計画をしたんですけども、大型のつぼの露出展示というのが安全面で確保されないということで、今回は移動が夜間は部屋にしまうということで、北部公民館のロビーでの展示ということになりました。

出土遺物等にもよりますけれども、なるべく多くの方々に甲斐市内の遺跡で発見されたものを直のものを見ていただけるように努力をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費の審査を終了いたします。

ここで学校教育課より報告があります。

内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） よろしくお願ひいたします。

7月28日の総務教育常任委員会におきまして、甲斐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正に伴う質疑の中で、私立幼稚園と認定こども園との保護者負担額の比較についてご質問いただきました。本日お配りしました資料をもとにご説明させていただきます。

お手元の資料をお願いいたします。

それでは、第1子、第2子が就園しているケースでご説明いたします。

保育料比較表左側の第1子の欄をご覧ください。

認定こども園ですけれども、就学前の子供たちに幼児教育、保育を提供するもので、保護者が働いている、働いていないにかかわらず受け入れる幼稚園と保育園の機能をあわせ持った施設であり、小学校に入学するときに必要な集団生活などの基礎をつくることを目的としております。認定こども園は幼稚園型、資料では幼稚園部分とあります。保育所型、保育園部分とございますが、それぞれの保護者の所得に応じた負担額を設定しております。

第1階層世帯をご覧ください。

生活保護世帯では、保育園は就園奨励費受給後3万9,400円の世帯負担に対し、認定こども園の場合は、幼稚園型、保育所型ともに世帯負担はございません。

第2階層区分の市町村民税非課税世帯では、幼稚園の世帯負担額6万4,600円に対し、認定こども園では幼稚園型で3万6,000円、保育所型では市町村民税非課税世帯で4万2,000円、市町村民税所得税割非課税世帯が8万4,000円というふうになっております。

以下、表について、ご覧をいただきたいと思いますが、それぞれ幼稚園型が高くなるケース、また、認定こども園型が高くなるケース、それぞれでございます。保育所型のほうは細かく決められておりますので、若干違いが出ております。

次に、右の表ですけれども、第2子が同時就園している階層区分でございますが、幼稚園、認定こども園の幼稚園型、保育所型それぞれ世帯別の金額をお示しいたしました。

第1子、第2子とも階層区分、市町村民税所得割課税額によって、幼稚園の負担が高くなるケース、認定こども園が高くなるケースそれぞれでございます。

以上で、説明終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（長谷部 集君） ただいまの報告事項ですので、質疑を省略します。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分

○委員長（長谷部 集君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費について、説明を求めます。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） よろしく申し上げます。

それでは、秘書政策課から補正予算の内容の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の右側の003企画管理費補正額1,047万6,000円  
であります。

ふるさと応援寄附金の関係ですが、現在インターネット納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」の活用を中心にふるさと応援寄附金の受付を行っており、インターネットからの寄附が9割を占めております。このふるさとチョイスに加入したころはですね、470自治体ぐらいが加入していましたが、現在、1,047自治体が加入しており、自治体間の競争の中でですね、多くの自治体が加入しているポータルサイトだけでは余り目立たず、厳しいところになってきているところでございます。

また、昨年から、新たに株式会社楽天が「楽天ふるさと納税」という専用のサイトを立ち上げまして参画してきております。日本最大のインターネットショッピングのページを持つ楽天であります。今回ふるさと納税サイトもショッピングサイトと連携させるということで、新規の寄附者も大いに見込めるところであります。そこで、幅広い層へアプローチし、ふるさと納税の増収を狙うため、新たに楽天のふるさと納税と契約したいものであります。

また、同じくインターネットの国内大手の検索サイトでありますヤフーでも、ふるさと納税のサイトを構築しておりまして、ここへ抽せんではございますが広告を掲載するチャンスがあるということで、この経費、掲載する場合の手数料も計上しております。

内訳につきましては、まず、役務費33万円につきましては、ふるさと応援寄附金をいただいた方々への寄附金受領証明書送付など及びヤフーのふるさと納税広告サイトの利用料でございます。

それから、委託料1,014万6,000円につきましては、今回新たに取り組む楽天との運営管理業務の委託料でございます。これにより寄附者への返礼品の経費、楽天サイトの手数料及

び楽天のデータ手数料を含めております。

以上が1,047万6,000の補正内容でございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の015二地域居住推進事業、補正額7万4,000円であります。昨年、自治会にご協力いただき調査いたしました空き家の調査ですが、現在、庁内関係部署で組織します空き家対策検討会において、固定資産情報などを活用して詳細調査を行っているところでございます。これに伴い、物件の所有者に利用状況のアンケート調査等が必要となりましたので、その郵送料を計上したところでございます。

財源ですが、補正予算説明書の10ページから11ページのとおり、企画費の補正1,055万につきましては、ふるさと応援寄附金を充てるものであります。

それから歳入であります。補正予算説明書の6ページ、7ページを見ていただきたいと思います。

17款寄附金、1項寄附金、一般寄附金でございますが、先ほどご説明いたしました楽天の活用によるふるさと応援寄附金の増額分として、1,800万の補正をお願いするものでございます。これは、今回大手の楽天のサイトを活用するというので、この部分の1カ月に300万、残り6カ月として1,800万の増額を見込んだところでございます。よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明の中で、楽天に主はやっていると言ったけれども、今ヤフーのほうで何かつくって、ちょっとその辺のところをもう一回説明してくれますか。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） ヤフーの中に、別でヤフーのふるさと応援サイトがやっぱりあります。そこで自治体を紹介するコーナーをつくって、そこでふるさと応援寄附金の商品とか、あるいは市の自治体のPRとかの掲載ができるのですが、これがヤフーのほうでは抽せんだということで募集をしまして、それで多い場合には抽せんになるという形ですので、早手を挙げたいということで、抽せんにかかればその手数料を払ってそこに掲載して、大手検索サイトのヤフーから甲斐市のふるさと応援寄附金、甲斐市がPRできるというふう

な仕組みのチャンスがありましたので、今回ちょっとトライをしてみたいということでございます。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、じゃ、ヤフーのほうでも、そのふるさと応援寄附金のも  
のを買ってもらおうとか、そういうところにつながるということですか。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） ヤフーのほうでも、そういうチャンネルがつかれるというこ  
とです、今回は。

○委員（内藤久歳君） つくれるということね。

○秘書政策課長（内藤博文君） はい。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、今申し込みは抽せんが当たればということなんだけれど  
も、抽せんが当たった場合のヤフーに対する手数料は、さっき説明してもらったのかな。手  
数料というのは、どのぐらいを予定しているの。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） ヤフー側は、広告みたいな形で掲載されますので、広告の手  
数料として先ほどご説明いたしました10万8,000円が利用料としてかかります。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、今この補正予算の中に、この10万8,000円も組み込まれ  
ているということかな。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） ご指摘のとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） ないようでしたら、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今、委託料で1,000万円以上計上してあるわけですが、楽天の中で、

この今度はふるさと寄附金も経由でいただけるというシステムにしようということですが、この楽天のやつは委託料というか手数料というか、これはどういう計算になっているんですか。例えば寄附金の額に応じてお支払いするのか、あるいはそれを閲覧した件数でやるのか、その積算の根拠というんですか、1,000万の内訳をちょっと教えていただけますか。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 楽天のふるさと納税の手数料につきましては、寄附額の15%……

○委員（内藤久歳君） 寄附額のね。

○秘書政策課長（内藤博文君） はい。ということでございます。

○委員（内藤久歳君） かなりいつている。

○秘書政策課長（内藤博文君） あと、掛ける消費税が入りますが、15%という計算です。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） そうすると、15%とか天引き、天引きされるという言い方はおかしいですけども、寄附金から、その分だけはプラス消費税分を楽天へお支払いするということの、そうすると、1,800万入ってくるであろうということの18%分が新たに入ってくる分として計上してあるということと、プラス、まだ初期の段階でまだ経費もかかるわけですから、さっきもヤフーのように管理料というかそういうもので10万かかるとか、あるいはまた、1回しか再質問できませんからですが、ヤフーということが出ましたが、例えばもっと大きなグーグルとかそういうようなところでは、グーグルなんかではしていないのかわるか、その辺もあわせてお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） まず最初の関連で、楽天の手数料15%のほかに、初期投資というわけではないんですが、データの使用料が寄附額1件に15円かかるようなシステムになっております。そのほか、今回の楽天につきましては、寄附者への特典、贈呈品ですね、それもヤフーのほうで支払いをするというような委託するようなシステムを、今までないシステムをちょっと実験的にやっている部分がございます。

それからグーグルとしては、まだちょっと、そのふるさと応援寄附金に取り組んでいるというのは聞いていないので、大手この2つで情報が入りましたので取り組んでみるところでございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費の審査を終了いたします。

次に、歳入について審査を行います。

第14款国庫支出金から第21款市債まで一括して説明を受け、質疑を行います。

当局の説明を求めます。

横森企画財政課長。

○企画財政課長（横森貴志君） お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課から、このたびの一般会計補正予算1億8,025万7,000円につきまして、財源となります歳入予算について一括してご説明いたします。

予算説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

初めに、14款国庫支出金でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金2,565万7,000円でございます。

まず、社会保障税番号制度システム整備費補助金929万1,000円でございます。

内訳といたしまして、生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、介護保険、健康管理に関する厚生労働省分のシステム整備費補助金が609万1,000円、住民基本台帳、税務、団体内の連携に関します総務省分のシステム整備費補助金が320万円でございます。

次に、個人番号カード交付事務費補助金1,636万6,000円でございますが、平成28年度個人番号カード交付事業費補助金の交付額が2,320万3,000円と決定したことに伴いまして、当初予算に683万7,000円計上してありますので、その差額分を計上するものであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金75万6,000円につきましては、妊娠・出産包括支援事業費補助金で、甲斐市版ネウボラ事業の一環として実施します産後ケア事業の経費の財源として計上するものであります。

7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金550万円につきましては、防災安全社会資本整備交付金でございます。これは、長塚名取線、長塚橋通学路整備事業として、県一級河川貢川の護岸改修に伴います長塚橋のかけかえ工事におきまして、現況4メートルの幅員を6.5メートルに拡幅するための工事委託料の財源として計上するものであります。

次に、17款寄附金でございます。

1項寄附金、1目一般寄附金、2節ふるさと寄附金1,800万円につきましては、ふるさと応援寄附金の増収を図るため、新たに楽天及びヤフーのインターネットサービス会社のポー

タルサイトを活用することから、10月からの6カ月分で月300万円の増収を見込み計上するものでございます。

次に、18款繰入金でございます。1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金5,530万9,000円につきましては、今回の補正財源の不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、20款諸収入、3項受託事業収入、3目教育費受託事業収入、1節社会教育費受託事業収入913万5,000円につきましては、文化財調査受託事業収入でございます。大下条地内の都市計画道路、田富町敷島線道路改良工事において埋蔵文化財の確認調査を実施したところ、発見されましたので、正式に発掘調査を実施するため、その発掘費用にかかります経費は原因者であります山梨県の負担となることから、歳出と同額を計上するものであります。予算説明書の8ページ、9ページをお開き願います。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、9節教育費雑入1,000万円につきましては、B&G財団海洋センター修繕助成金でございます。B&G財団から、双葉B&G海洋センターの管理棟屋根防水工事、25メートルプール及び子供プールの防水シート張り工事の財源といたしまして、事業費の約60%が助成されるため計上するものであります。

次に、21款市債、1項市債、12目合併特例債、1節合併特例債5,590万円でございます。

内訳といたしまして、長塚橋かけかえ工事の財源として4,220万円、敷島北小学校プール改修工事の財源として660万円、双葉B&G海洋センター改修工事の財源として710万円、合わせて5,590万円の合併特例債を増額するものであります。

地方債の現在高見込み額調査につきましてご説明申し上げますので、予算説明書の17ページをお開き願います。

表の一番下の行が合計でございます。今回の補正で5,590万円増額いたしますと、今年度現時点で25億6,101万円の起債の発行を見込み、一番右の列になりますが、本年度末の現在高は25億7,917万4,000円となる見込みでございます。

なお、表の左から4列目の一番下になりますが、起債見込み額の補正前の額25億511万円には、表の下の注意書きにもありますとおり、前年度からの繰り越し事業に係ります借り入れ見込み額1億3,430万円が含まれております。

以上で歳入についてご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） ないようでしたら、委員の質疑を終了し、続いて、傍聴議員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 前にもちょっと質問した経緯がありますが、今回ふるさと寄附金1,800万計上してございますが、これは、いわゆる企画のほうの先ほどの委託料のほうへ特定財源として1,550万円ほど計上してあって、残りは繰入金のほう、財調のほうで相殺してありますけれども、基本的にはこれは特定財源じゃなくて一般財源化、寄附金ですから、寄附金の中でも指定寄附であればそれは特定財源でもいいと思うんですけれども、一般財源化したほうが使いやすいといいますか何にでも使えるわけですから、そうすべきではないかなと、むしろそのほうが財政上も使いやすいんじゃないかなということで指摘をさせていただいた経緯がございますけれども、やはり、こうやって特定財源化しているわけですが、本来特定財源というと、その目的以外は使えないという財源ですから、特定財源ですから、そういう解釈でいるわけですが、こうやって寄附金も特定財源化するということについては、財政としてどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 前にもご指摘をいただきまして、うちのほうで研究をしなければいけないということで、今、作業を進めております。

当初は、その他の特定財源という形の中で、ふるさと寄附金が始まる時には統一された形で始めましたけれども、今現在、議員さんのほうからご指摘を受けていますので、県のほうにも投げかけておまして、本来は、やはり趣旨からしてみても一般財源ではないじゃないかということで、うちのほうも改めて問い合わせしております。今現在、まだはっきりした回答は返ってこないんですけれども、ニュアンス的には、その市町村の考え方でやっているところもあるらしいんですけれども、ご指摘いただいたように、一般財源のほうの方が明確な形がとれるんじゃないかというようなご意見もいただいておりますので、いずれ最終的な判断をさせていただく時期が来ますけれども、来年度の29年度の当初予算を編成させていただくときには、統一した形の中で予算を編成させていただきたいと思いますので、ご理解をい

ただきたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で傍聴議員の質疑を終了し、以上で歳入の審査を終了いたします。

これより、議案第54号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第54号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の退出を行います。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時21分

○委員長（長谷部 集君） それでは、休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

次に、請願第28-1号 「原発事故避難者への住宅支援の継続を求める」請願書を議題といたします。

紹介議員より、請願の内容の説明をお願いいたします。

五味議員。

○議員（五味武彦君） お疲れのところ、ありがとうございます。

請願文書28－1ということで、説明させていただきたいと思います。

その前に、お手元に新聞記事のコピーがあろうかと思えます。これは、今回の原発にかかわる請願の内容ではないんですが、福島もしくは災害に遭われた県からの山梨への移住というか移転してきた方が、たまたまケーキ屋をやっていたんだけど、よくなってきたんだけど、健康上の理由から地元の仙台のほうに帰らなければいけないという形の記事になっています。この中でも、宮城県からの住宅援助が来年の秋に打ち切られるというふうなことです。いろんな県によって打ち切りの時期が違っているということがあるようです。

一番最後のほうへ、小さい文字で申しわけないんですが読ませていただきたいと思うんですが、山梨県防災危機管理課によると、東日本大震災による県内への避難者数は678人ということになります。福島県が85%に当たる575人を占めていると、宮城県は57人という形です。その後をお読みいただくと、県外避難者への住宅支援は、被災時の居住地域や申請時期などで打ち切り時期は異なるというが、気仙沼市は原則17年末までであるという形になっております。

本題に入る前に、いろんなことをちょっと説明させていただきたいんですが、東日本大震災に対する災害救助法に基づく家賃補助ということをちょっと説明させていただきたいと思えます。先輩議員の方は、その当時のことでいろんなことがあったということはあると思えますが、改めて今どうなっているかということの説明させていただきたいと思えます。

甲斐市の場合、公営住宅、原則6カ月から2年の間に居住できるということです。ただし、全て25年1月23日をもって退去、転居されているということです。どのくらいの家族が入ったかとなりますと、7家族。この中で福島県が6家族、茨城県が1家族と、合計で18名の方が入居したという形です。

福島県の6家族の中では、全て原発の避難地域から引っ越してきた方という形です。具体的には富岡町、南相馬市、双葉町、避難地区指定の12市町村、福島県の12市町村の中の富岡町、南相馬市、双葉町というところから公営住宅に来たということになります。

25年1月23日で終わっていますので、今どうなっているかとなると、当然、公営住宅には住んでおられない。かわりに民間住宅、こちらのほうに行っています。これは建築課のほうからちょっと資料取り寄せたんですけども、これ個人住宅、要するに賃貸プラス知り合いの方、親戚の方を含むんですけども、55世帯、東北各地から来たということで、延べ55世帯、117名の方が転居したり現在住んでいる方もいらっしゃるんですが、その方が該当

しているということです。

55世帯の中で、現在そのまま甲斐市にお住まいの方が7家族いらっしゃいます。甲斐市にお住まいの方が7家族、この中で原発の避難者の方は5家族いらっしゃるという形です。ちなみに、そのまま甲斐市に住まわれたという家族は2家族ございます。そのうちの1家族がやはり原発避難者という形になっています。

民間住宅の場合、賃料がどのくらい出たのかということなのですが、月額6万円以内という形です。5人以上になりますと9万円以内ということで、光熱費とか管理費とか自治会費は、これは別途という形になります。

どうやって申し込んだ、もしくは今から申し込まれる方もいるかもしれませんが、市役所の窓口に来ると、民間住宅の場合、それから県のほうの窓口に行ってくださいとここで決定していただくと。県の担当は、山梨県福祉総務課であるという形になっております。

県は、後で文章を読みますけれども、居住支援協議会というのがございます。これ山梨県と山梨県宅建協会が加盟しているところです。それで、すぐに迅速な対応をするということで、普通の場合、住む場合は前払いということなのですが、これは後払いにするとか、それから宅建業者への支払い手数料、これは統一しようとかいう形でやっております。

話飛ぶんですが、熊本地震がありました。この場合も、東日本大震災と同じ扱いです。今まで申し上げたとおりでございます。今年の12月までに申し込みされると適用するというのですが、現在までは該当がないという形になります。

それでは、本題に入らせていただきます。

請願書を読ませていただきます。

平成28年8月8日付で出させていただきました。

「原発事故避難者への住宅支援の継続を求める」請願書という形で、甲斐市議会議長、小浦宗光殿という形になります。

以下、6名の方のお名前読ませていただきます。

甲斐市篠原1541-9、生活クラブ生活協同組合・中巨摩エリア代表、中村典子さん、以下、烏谷まゆみ様、館岡えり子様、持原ひろ美さん、それから田原美加さんと、そのうち4名の方が今傍聴席にいらっしゃいます。

紹介議員として、滝川美幸、五味武彦という形で、紹介議員で今報告させていただいております。

中に入る前に、ちょっと訂正をお願いしたいんですが、1番目の2行目、現在の入居者に

対して2017年度末というのを2017年3月末にご訂正いただきたいと思います。ここが1カ所ございます。申しわけございません。

それから、裏のページになりますが、本文の4行目、民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭めというところがあります。ここを全部カットしていただきたいと。民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、ここまでをカットしていただきたいということです。ちょっと調べましたら、公営住宅への家賃支援の対象を狭めというふうなことだったんで、ちょっと間違いがあったので全部カットさせていただきたいということになります。

訂正が2カ所ございます。よろしく願いいたします。

生活クラブ生活協同組合の活動状況、どういう団体かというのをちょっとご説明させていただきたいと思いますが、いわゆる生協になります。全国展開で原発の被害者を支援しているというところでございます。今年も福島の子供や家族を招いて、リフレッシュツアー in 山梨というのを開催したと。リフレッシュツアー in 山梨を開催して、これは3泊4日、清里方面に招待をしたということです。いろんな本部のキャンパ、それから組合員のキャンパという形で、この方々に楽しんでいただいたということです。この中には子供たちへの甲状腺検査もされたというふうな話を聞いております。

請願者の一応団体の説明をさせていただきました。

請願事項に入りたいと思います。

1、原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行うこと。現在の入居者に対して2017年3月末で退去を迫らないこと。

2、各自治体の公営住宅の空き家募集の際には優先入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援すること。空き家活用施策や居住支援協議会での、先ほど説明させていただきました、居住施設協議会での住宅確保要配慮者として原発事故避難者を位置づけること。

3、原発事故による避難者が今後も負担なく居住継続できるように、『原発事故子ども・被災者支援法』に基づく抜本的・継続的な住宅支援を確立すること。

次のページに入ります。

請願理由ということで、読ませていただきます。

「原発事故避難者への住宅支援の継続を求める」になります。

政府の原子力災害対策本部は、昨年6月「復興の加速化」のもとに避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援の2017年3月打切り、精神的賠償の2018年3月打切りという、

原発事故被災者に打撃を与える方針を打ち出し、福島県が公表した「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も低い補助率でわずか2年間で終えようとするものだった。しかし、多くの区域外避難者＝自主避難者、特に小さな子どもの親たちは避難の継続を希望している。避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体も、住宅借上制度の複数年延長と柔軟な運用を求めてきた。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、憲法が保障する生存権に基づき、同法で想定されていなかった長期にわたる放射性物質による汚染という原子力災害の特性に対処するため、原発事故子ども・被災者支援法（以下、支援法という。）に基づく抜本的な対策や新たな法制度が必要である。

については、地方自治法第124条及び甲斐市議会会議規則第139条の規定により、上記のとおりお願いいたします。

つきましては、甲斐市議会として、上記請願事項をご決議いただき請願事項についての意見書を政府関係機関へ提出していただきたくお願いいたします。

提出先として、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長と。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより、内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 請願事項の1番の中で、現在の入居者に対して2017年3月末でという、これは退去しなさいということなんでしょうけれども、これどういう趣旨のもとでの2017年3月末という日にちが出てきたんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） これは冒頭に申し上げましたけれども、各県によって時期が違ってらるんです。福島の場合、これは原発にかかわっていますので、福島の場合は3月までというふうな形になります。各県の引用に合わせてやっているということだと思います。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 請願のタイトルが原発事故避難者への住宅支援とうたってありますよね。その中で、後ろにこの理由の中に法的整備も要求していますもんね。そのところがこの請願として整合性がないと。だからもしそうであれば、ここはやっぱり原発事故全体の中

で混合的に住宅も含めて、法整備含めてやるという形にしないと、請願に対してちょっと整合性がないんじゃないかなという気がしたんで、その辺のところはどうですかね。

内容的にはわかるんですけども、住宅だったら住宅だけの延長を求めるだけですっきりしていていいし、法整備となると、また全然違ってきますよね。だから原発事故全体として捉える中で住宅の延長、それからさっき言った法整備、こう分けて請願をしたほうが何かタイトルに対して中身がちょっとこう、その辺のところがちょっと、何ていうか。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 今の質問ですが、わかるんですけど、初めのページの下段、避難者が今後も負担なく居住継続できるように支援法に基づく抜本的な継続的な支援体制を確立することということとつながってくるのかなと思うのですが、いかがでしょうかね。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） これ自体は必要なことだと思うんですが、避難者はいろんな問題を抱えていると思うんだけど、この住宅だけでいいのかなという感じがしないでもないんだけど。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） いろんな問題あるかと思いますが、今回、請願については、住宅への支援ということなので幅広く捉えなくて、今回、1点だけに絞りたいというふうに思います。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その辺の請願者の本当の支援というか意思というか、そのものをやっぱりしっかり捉えて請願を出したほうがいいと思うんですよね。だから、できればこっちを今、松井さんが言ったように原発事故でいろいろな形で、住宅じゃなくて子供の健康被害とか、そういうものもいっぱいあるわけじゃないですか。そういうことを考えたときに、このタイトルをこれじゃなくて原発に対応する国の、どういう言い回しをするかわかんけれども、原発事故に対して全体があって、その中に住宅もあってという、そういう格好でいくのか、それとも住宅支援1本に絞ってそれを訴えるのか、その辺のところをやっぱり整理して請願を出したほうがいいような気がしますけれども。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員、今のお話は、この請願を採択するかどうするかということが決まった後に議会として意見書を出しますので、議会で意見書を出すことは決まった場合に、その意見書の内容を今、内藤委員が言ったようなことをそのときに訂正等あれば考

えていきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 委員長が今言っていることはわかるんだけど、当然意見書として出す内容については議会がやらなければいけないんだけど、だから請願者の趣旨とこちらの議会が出すことが余りずれちゃってはまずいので、請願者の一番ポイントをやっぱり受けてそれを出すという格好で、余りアレンジというかしちゃったではうまくないし、その辺のところ非常に重要なところかなというふうに。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） この請願は、ほかに南アルプス市、それから甲府市というふうに同時に出されているということです。全市町村には行き渡らないと。組織の強弱もあろうかと思えます。今回、この甲斐市を含めた3市という形になっています。

それから、内藤委員のおっしゃっている意味もわかるんですが、この請願書を変えるわけにもいかないんで、意見書としてやるのであれば、その際に変更するかということなんですが、あくまで請願書の中身は住宅支援への継続を求めるということなんで、この1点に絞りたいというように思っています。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 自分の感情的にというか気持ち的にはね、非常によくわかるんですけど、何点かちょっと言わせていただきたいんですが、まず請願の理由からちょっと話しておきたいと思います。まず、この提出先が内閣総理大臣ということで国ということになっていて、国はつながってはいるんですが、区域外避難者の住宅支援、2017年3月打ち切りというのは、これ自体は政府ではなくて福島県の方針であるということですね。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○委員（保坂芳子君） それから、その下の精神的賠償の2018年3月打ち切りという、これは実は原子力損害賠償紛争審査会という第41回に持ったときに、このことに関して橋爪さんという原子力損害賠償対策室次長という人が言っているんですが、この精神的損害に関する追加部分ということに対して、事故から6年後までに政府として避難指示を解除して住民の方々の帰還を可能にしていくように帰還整備を行っていくと、そういう政策とあわせて必要な賠償を行っていくというものであって、指針では避難指示期間に応じた賠償ということ

で位置づけられているので、これは賠償の打ち切りかということではないし、指針の変更につながるものではないという、こういう見解を出しているので、ここの部分は事実誤認かなというふうに思います。

それから、一番下の抜本的な対策、それから新たな法整備が必要ということでもありますけれども、この言葉自体はわかるんですが、内容がちょっと重いかなど、具体的にあらわす必要があるんじゃないかなと思います。

それから、その表の、同じようになるんですが、請願事項に関しましては、やっぱり最初に言ったように国ではなくて福島県の施策なので、これはちょっとどうかなという、この宛名が全部国なので思います。

それから、今度、2番目の優先入居制度、これも基本的に各都道府県とか市町村の判断になっているので、これが国へ内容的に入っているというのはどうかと思います。

それから、3番目に公営住宅への入居、現在も収入に応じて家賃が発生しております。そして、被災者の抜本的、継続的な住宅支援、これもやっぱりもうちょっと内容がはっきりしていないと、これを出してもあれかなというふうに感じますね。

やっぱり今、国が一生懸命、わかるんですが、国というよりも福島県では何とか帰ってきてほしいと、そして再建していきたいということが筋ですよ。危険、放射能ということが一番、福島ではあるからわかるんだけど、もしそれが子供さんがいて不安だというのであれば、他県に行ってもう自立の生活をしていかなければならないので、住所を移してやっぱり自立していくような方向でのことを他県に行った相手先でしっかりと支援をしてもらるように働きかけて、そっちを向いていくし、また帰るのであれば帰るので、やっぱりしっかりとどうやったら再建できるんだろうかということにしていかなければいけないと思うんですよ。

だから、原発の事故の後がどれだけ危険かとか、そういうことに関してはまだまだ不明な面があるので、私たちそういうふうに思っちゃいますけれども、でも、今度2020年には東京オリンピックもその日本で行われるわけですし、やっぱり本当に危険なのかどうかという事実確認みたいなどころというのも、もっともっと冷静に判断して、それから廃炉に向けての危険性がどのぐらいかというのが何十年と出ていますけれども、もっと縮められないのかとか、またそのことが本当はどうなのかという、だってあそこが一番危ないといわれる原発の付近で水のあれ調査していますけれども、何百ベクレルとあるじゃないですか。1ベクレル以上、1ベクレルとかであれば危険だとかいろいろ出ていますけれども、実際には数値と

いうのは危険ではないという、そこでとれた魚を食べても危険ではないという数値も出ているんだけど、でもそれは信用しない、うそだろうみたいな感じ。風評被害というのはそういうふうにしていたらいつまでもなくならないし、福島がやっぱり、それから日本が自立していけない、再建できていけないので、そこはやっぱり両方あるなということで苦しいんですけれども、そういう私としては、ちょっとこの請願に対しては申しわけないけれどもという感じなんです。すみません。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 保坂委員のおっしゃることはもっともだと思います。ただ性質上、請願書をこの内容で出された以上は、私どもが紹介というふうな立場をとっていますので、この文章どうなのか、内容はどうなのかということまで吟味するのがいいのか悪いのか、私も1期生でわかりません。ただ、請願書を審議していただくという中で、この文面の中で、後で意見書の際にいろんな表現があろうかと思いますが、内容的にはこの内容で審査していただければありがたいというふうに思っております。

○委員長（長谷部 集君） いろんな意見が出ておりますけれども、ここで本請願について、順次各委員の意見を求めたいと思います。

まず初めに、滝川副委員長よりお願いいたします。

○委員（滝川美幸君） 今回のこの請願に関しては、私も紹介議員として最初に相談された者として、私はやはり賛成してあげる、採択してあげられるだろうという形で今回こういう形に持っていつているわけですが、今いろんな議員さんからのお話を伺う中で、やはり山梨県に住む私たちにとっては他人事なんだな、最初にそれを感じました。やはりそこから出ていかなければならなかった今よその県で過ごしている方たちの気持ちというのは、やはり私たちの原子力発電所を持っていない山梨県人にとっては非常に自分ごとではない。

だけれども、毎日、毎日、原子力発電所、東京電力の福島原発がテレビで映っている、それからNHKの夜の放送では、被災した人たちの本当に気持ちがいつもいつも放送されているわけですよ。そういう中を見ている中で、私たちがいつまでも他人事のような意見を言っていていいのか、是正するところは是正していかなければいけない、その人たちが今後、子供たちを育てて、またいつか福島県に帰れるような形に持っていけるように、日本の国民みんながその目をいつまでも忘れてはいけないのではないかなということを感じています。

私も息子が2回ほど震災の後は復興の派遣で行かされていますが、そのときに福島、大館のほうに行っただけです。双葉も行ったと思いますが、やはり行ったら、短期間そこへ援助に

行くだけでも非常に心配した。だけれども、仕事として行かなければならなかったということを感じて、他人事ではないなと思っていましたけれども、私たちは日本人として、これから日本の今政府は原発のあちらこちらで再稼働を計画している中で、日本人がどんなふうにかえていかなければならないかという問題を突きつけられた今回の事故だったのではないかなということの思いながら、大勢の日本人がこの原子力発電所の怖さというものをしっかり身にしみて自分たちが今から生きていかなければならない。

この日本の行く末をしっかりと見ていかなければならない責任がある中で、私はこの生協の女性たちが一生懸命それを考えて、そして微力ながらも福島で被災した方たちに力を貸そうというこういう活動に、私はやはり反対するという気持ちにはなりません。ぜひこれは今回採択して、意見書のほうで訂正するべきところがあるのであればしっかり訂正して、請願を受けて差し上げたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） 採択ですね。

○委員（滝川美幸君） 採択で。

○委員長（長谷部 集君） 続いて、松井委員、お願いします。

○委員（松井 豊君） 2点指摘をしたいと思います。

1つは、福島県の施策ということですが、国が全体としていろんなものを打ち切ってきている、そういう中での多分、状況ではないかと思しますので、これは国にも関係があるはずで。

もう一つ、私、以前にも言いましたが、イギリスで何の問題もなく廃炉にした原発の解体は、今20年かかっていますが、あと90年かかるそうです。どこもまだ原発の本質的な問題というのが解決していないんですよね。福島では炉心にも近づけないという状況がありますから、我々はこの原発というのは異質の危険を持っていると言っています。だからそういう精神的なものも含めて、もっともっと追及していかなければならんと思います。これは当面、急ぎの問題ですから採択すべきだと思います。

○委員長（長谷部 集君） 続いて、斉藤委員、お願いします。

○委員（斉藤芳夫君） 今いろいろ意見が出ているけれども、この請願事項の1、2、3はね、要するに、とにかく打ち切られないように住宅支援だけは続けてほしいということだけを言っていることであって、これにいろいろ請願の理由の文面、表現力とかという部分でいうとね、それは今言ったようにいろいろひっかかること多分にあるんだけど、だけれども、福島県が勝手に自分のところに早く戻ってきてほしいから期限を切っちゃったということに

対して、国に指導してほしいという内容に読める。だから、私は国がそういうふうに出ている福島県にこうやってやれよと言っているのかそれは見えないけれども、だから福島県が単独でそういうふうにするのであれば、国へ請願書を出すのは当然だと思うので、私は採択してやってほしいと思います。

○委員長（長谷部 集君） 続いて、有泉委員、お願いします。

○委員（有泉庸一郎君） 基本的に、私も採択でいいと思います。よく原発どうのこうのという話もあるんだけど、まだ実際問題、当事者としてはこの問題というのは終わっていないんですよ。だから、終わっていないときに支援の部分を狭めていくというのはやっぱりおかしい、僕も思いますし、それはやっぱり今もお話になったように、都道府県ではいろいろな対応の温度差があるようですが、やっぱり国としてこの問題を捉えていくためには、請願はやっぱり国へ出すべきだと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 続いて、内藤委員、お願いします。

○委員（内藤久歳君） 先ほど、この中身についてはいろいろ言わせてもらいました。その中でね、やはり今言われたように、我々が原発に対して本当に遠く離れたこの地域で、そういう怖さとか恐ろしさとかつらさとか、そういうものって実感していないから、わからないと失礼があるけれども、そういう形の中で、やっぱりこういう手を差し伸べてやっていくという方向はいいと思うし、私も先ほど意見言わせてもらったけれども、趣旨的には賛成を、採択をしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 続いて、保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） 先ほどいろんなポイント的なことを言わせていただきましたけれども、何か不採択になるともう義理人情も何もない、冷たい人間だというみたいな感じで言われちゃうというのは承知なんですけれども、やっぱり私も考えました、今回。もし自分が福島県のある原発の一番近いところの町会議員とか市会議員だったらどうするんだろうなと思ったときに、やっぱりどんな状況でもそこを離れられないなと私は思ったんですね、そのときに。

それで、やっぱりもちろん誰も住んじやいけないんだからあれだけれども、避難勧告が解除されたら帰るといって、今どんどん帰ってきていますけれども、やっぱりそこを何とかしていくというのが、やっぱりそれが生きる道というような。だから、子供の健康とかそういう

ことを考えれば、もちろんそれはそういう方に関しては他県で住むという選択はあるけれども、それはその人の生き方の問題だからと思うんです。

だから、もしですよ、公営住宅に戻る、福島の、そうしたらやっぱり家賃払うわけですよ。そうすると、県外にいる人はそのまま家賃払わなくてそのままいくと。県へ戻った人は、やっぱり収入、所得に応じて払っていくみたいになるといって不公平かなみたいな感じもいろいろ出てくるんですよ。

だから、やっぱり一番大事なのは、どこにいたって生き抜いていくことだから、それでそういうことについての補助とか延期ということもいずれはなくなるわけですよ。だからやっぱりそこはそれでもしその人が生きていけないのであれば、そこに例えば住所を移して、他県に移して、そこで生活支援のための福祉的な援助を受けていかなければいけないし、受けていけるわけだし、やっぱり自立していくということをどこにいても考えて、どっちみち原発の事故に遭ったとしても、遭わなくても考えていかなければいけないので、ちょっとこれに対してはいろいろ言っちゃって申しわけないんですが、一応、基本的に内容的にちょっと反対な立場なものですから不採択とさせていただきます。

○委員長（長谷部 集君） 以上で各委員の意見を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○委員長（長谷部 集君） それでは、休憩以前に引き続き会議を再開といたします。

本請願について、採決を行います。

本請願に対し、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（長谷部 集君） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、本請願は採択することに決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

ここで暫時休憩とし、意見書を配付いたします。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど採択されました請願は、関係機関への意見書の提出が求められておりますので、これより意見書（案）について協議をいたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

山岡係長。

○書記（山岡広司君） それでは、今お手元のほうにお配りをさせていただきました意見書（案）ということで、朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

「原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書」（案）

政府の原子力災害対策本部は、昨年6月「復興の加速化」のもとに避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援の2017年3月打切り、精神的賠償の2018年3月打切りという、原発事故被災者に打撃を与える方針を打ち出し、福島県が公表した「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、ここを先ほど言いました、とりたいと思います。も、民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭めをとりまして、支援策も低い補助率でわずか2年間で終えようとするものだった。しかし、多くの区域外避難者＝自主避難者、特に小さな子どもの親たちは避難の継続を希望している。避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体も、住宅借上制度の複数年延長と柔軟な運用を求めてきた。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、憲法が保障する生存権に基づき、同法で想定されていなかった長期にわたる放射性物質による汚染という原子力災害の特性に対処するため、原発事故子ども・被災者支援法（以下「支援法」という。）に基づく抜本的な対策や新たな法制度が必要である。

よって、甲斐市議会は、政府及び内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、以下の点を求めるものである。

1、原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行うこと。現在の入居者に対して、こちらも2017年3月末に変えて、3月末で退去を迫らないこ

と。

2、各自治体の公営住宅の空き家募集の際には優先入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援すること。空き家活用施策や居住支援協議会での住宅確保要配慮者として原発事故避難者を位置づけること。

3、原発事故による避難者が今後も負担無く居住継続できるように、『原発事故子ども・被災者支援法』に基づく抜本的・継続的な住宅支援を確立すること。

上記、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

山梨県甲斐市議会議長、小浦宗光。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上となります。

○委員長（長谷部 集君） ただいま事務局より意見書（案）について説明が終わりました。

この意見書（案）について修正箇所がありましたらお願いしたいと思います。ご意見等も伺いたいと思います。ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 提出先ですけれどもね、復興担当大臣というのがいますよね。そこもやっぱりやったほうがいいんじゃないですか。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） この文面の中に、福島県が公表した避難者に対する帰還・生活再建云々という文面があると、これは福島県が県の方針として発表したということに対する住宅支援の継続という意味合いを含まさっているんで、これは福島県が勝手にこういうふうに決めちゃったということなのか、福島県が来年3月末でという考えでいるという公表があったということなのかということを考えると、これは福島県知事にも提出するべき部分があるんじゃないかなという思いもあるんですけども、どうでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 零時14分

○委員長（長谷部 集君） それでは、休憩以前に続き会議を再開といたします。

ここで皆さんにお諮りをいたします。ただいま議題となっております請願に対する意見書（案）についての協議につきましては、事実確認を調べる都合上、一旦ここで休憩といたしますか、この議案を一度中断させていただいて、もう一つの請願第28号－2号のほうに進めさせていただきたいと思っております。

先ほどの意見書（案）の協議につきましては、再開が恐らく3時から3時半ぐらいの次の委員会の終了後ということになると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

それでは、ここで……。

次に、請願第28－2号 所得税法第56条廃止意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員により請願の内容の説明をお願いいたします。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 大変お疲れのところすみませんが、請願第28号－2号の説明を行いたいと思っております。議員の樋泉でございます。

お手元に請願書があると思いますが、それを参考にさせていただいて、朗読をもって説明にかえたいと思っております。

所得税法第56条廃止意見書の提出を求める請願書。

甲斐市議会議長、小浦宗光殿。

2016年8月10日。

山梨県商工団体連合会、婦人部協議会会長、古屋洋子。

紹介議員、樋泉明広、私、それから松井豊でございます。

請願の趣旨。

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって、社会保障や行政手続きなどの面で弊害が生じています。青色申告に

すれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方ですべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第57条による差別は認められません。家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国でおよそ400自治体が国に意見書を上げています。また、国連の女性差別撤廃委員会からも「所得税法第56条は女性に不利益を与えるものではないか」と異議がなされました。世界の主要国では家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めています。政府は56条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだに実現していません。家族従業者の人権保障の基礎をつくるために早急に廃止してください。

請願項目。

所得税法第56条を廃止する意見書を政府関係機関へ提出すること。

以上であります。

○委員長（長谷部 集君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより内容について、紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 文章の中で、ここに税務署長への届け出と記帳義務などの条件つき、青色申告すれば給料を経費にできる。だけれども、それがしなくてもいいはずなのに差別であるという表現に聞こえているのね。要するに帳簿をつけるだとか、申告するために手続きをするとかというのはどうであれやることであって、ここの文面見ていくと、それをさせるといことが差別だというふうに読めるんだけど、それはどういうふうに解釈できますか。

○委員長（長谷部 集君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 事業者への差別ということについて言えば、やはり確かに白色申告から青色申告というような形で変えられはしますが、しかし、法的にもう既にそこが戦前の何ていうか、家族労働というような形で法的に述べられているということで、やはりこれを削除しないと事業主並びにその家族の、配偶者ですよね、それと家族の人たちの一人前の賃金が与えられないで半人前というような形でうたわれているということで、これはやはり差別ではないかという表現がされていると思うんですよね。ということなんでございますが。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） それでね、私は、どういう商売とかどういう形態の人が、主にこれに

該当するのがどのぐらいいるとか云々は大概わかるんですよ、正直言うと。特に私は建設業50年ですから、この建設業の孫請なんていうのはほとんどがこれなんですよ。それで、建設業許可もとらない、あるいは従業員を雇っているのか雇っていないのかわからない、けれども、仕事はしていますというのがほとんどなの。さんちゃん工業ですよ、主に。お父ちゃんとお母ちゃんと息子。

それを今、国はどうしてもそれをやめさせたいんですよ。建設業許可をとって、きちんとした社会保障制度の中に組み込んで、きちんと税金を払ってやってほしいというふうに、でないと現場に入れませんかということを盛んに教育している最中なんです。

そうすると、これを今、請願出そうとする、何か今新しいところへ持っていこうとしているのに、古いのをもっと一生懸命残せみたいに聞こえるように感じるのね。例えば奥さんと息子を雇えば、80万円と50万円は控除されると。じゃ80万円、50万円は恐らくお小遣い程度で働いてもらっているということで意味はわかるんだけど、ちゃんと給料で払うと、今度自分の事業が成り立たない事業者なわけだよ、この人たちは多分。何かそういう気がするのね、想像で見ると。やっぱりもう少しこれ中身をよく吟味、精査する必要あるなという気がするんだ。

例えば社会保険料にしても、企業負担分は個人事業主だとしませんのでね。しなくて済んちゃうんだから、ある意味でいうと。だからその辺はね、1人でも2人でも企業にして、法人にしてちゃんとやっている会社いっぱいあるんですよ。その辺を考えると、十分甘えているなという感じもするんで、うんと厳しいとは感じていない。

○委員長（長谷部 集君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 自営業の家族の方が何で不利益かという点でありますけれども、1つ、保育園の入所申請の際に給与証明書がないので、民生委員に与えられている証明をもらわなきゃならん、こういう状況が1つあるようですよね。それからまた、公営住宅の申し込みについても、所得の基準を満たさないと入れない。それからまた、車の購入とか住宅ローンを組むのにも組めないような状態があると。それから、交通事故の損害保険、これは専業主婦より低く算定されてしまうと。また、家族で働いているのに、工賃などが1人分しか見てもらえないで非常に安いということなんですよ。

ですから、1人前に扱ってもらえないことは事実だけでも、事業主が、そうするとその86万円以上の賃金を出すと、1人前の賃金を出すということになると営業が成り立っていかということではありますが、大いに奥さんと子供さんたちで頑張ってください、また

所得税を全体として下げると。

大企業が今、所得税をというか法人税を下げていますよね。それをやはり上げて、逆にまた自営業の皆さんに有利なもの、法人税にするということも大いに国会で論議をしていただいてやる、その材料としてこれを提出する必要があるんじゃないかなと、こんなふうに感じているんですよ。

答えになったかどうかわかりませんが、申しわけございません。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 私も、この所得税法56条とかというのは全然わからなくて、担当のところに行って聞いたりしてすごく勉強しました。斉藤さんのようにそういう経験とかあるから言うわけじゃないんですけども、調べたところ、この所得税法56条の規定というのは、戦後の税制の見直しをするときに税の個人単位が原則になる中で、個人事業者がこの個人単位原則を悪用して恣意的にその所得を家族に分散して税負担を軽減することを防ぐために、いわば租税回避防止の観点から設けられたというふうに認識しているということがこの56条のそもそもの始まったことだということがわかったんです。

他方、この57条もありますけれども、これは事業に専従する親族に対する報酬に限っては要件を満たした場合に必要な経費への算入は認めている、まあ、認めている。だけど、57条というのは、青色申告の場合は家族従業者への給与を必要経費に算入するための要件が厳しくて、事務的なコストもかかる。また、白色申告で事業専従者控除を受ける場合も青色申告と同じ条件を満たすことが必要であるなど、こういった課題もあるということは事実だということなんですよ。

いずれにしても、もう戦後60年がたっていて、家族のあり方とか女性の社会進出、またライフスタイルの変化とか男女共同参画、いろんな観点から見ても、同規定の見直しを検討していく必要性、56条ですね、見直しを検討していかなければならない必要性、これは否定できない。していかなければならないだろうと。

ただ、この56条の目的と57条の関係も考えると慎重な検討が必要なので、直ちにこの56条を廃止すべきだという考え方にはぱっと賛成できないという、こういうことなんです。ということに至りました。すみません。

○委員長（長谷部 集君） 各委員のご意見はまた後ほどお聞きをしますけれども……

○委員（保坂芳子君） すみません、今、言っちゃいました。

○委員長（長谷部 集君） いえいえ。

紹介議員に対する質問がありましたらお願いをしたいと思います。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

ないようでしたら、紹介議員に対する質疑を終了いたしまして、これより本請願に対するご意見を各委員、順次をお願いをしたいと思います。

滝川副委員長よりお願いします。

○委員（滝川美幸君） 本当に難しい問題なんですけれども、私も10年くらい自営、女性の経営者としてやってきた中で青色申告をしてきました。配偶者以外の家族50万というところが私はちょっとよくわからないところで、もう少しやはり私も勉強させていただきたいなと思いますので、申しわけありません、継続審議でお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 継続ですね。

続きまして、松井委員、お願いします。

○委員（松井 豊君） 私は、採択ということでお願いしたいと思います。いろいろ微妙な部分というのは承知していますけれども、一方では、大企業に対して、企業の規模が大きくなるほど実効税率が安いと。特に、連結になるとすごく低くなると。世界に名だたる企業なのに法人税を納めない。そういうことも現にあるわけですから、貧乏人の些細な部分を重箱の隅をつつくような問題ではなくて、さっぱりしちゃったほうがいいと私は思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 採択ということですね。

○委員（松井 豊君） はい。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員、お願いします。

○委員（斉藤芳夫君） 皆さんの、松井さん、樋泉さん、よく大企業の云々と言いますけれども、零細企業の社長もみんな困っているんですよ、正直言って。税金払うのに借金してきて払って。これは確かに、世界に名だたる大会社はそれなりの力はあるから、それなりの対策をとってそういう結果になっているというのはわかるんだけど、個人事業主と中小零細企業の要するに法人というのとの差がどっちがかわいそうかという、何とも言えないなというぐらいに大変なんで、この辺のところはね、本当にさっき言ったように連結決算、いろんなことをやっていくと借金してきて税金を払って、また来年予定納税払って、また借金してきて、こんなことをやっているのが小さな企業ではざらにある。

だから、ここのところは今、廃止を求めるといふ請願といふのじゃなくて、根本的にもう一回いろいろなことを見直してあげなきゃいけないんじゃないかな、もう少し精査が要るかなといふふうには、だから継続審議をしたいほうがいいんじゃないかなといふふうに思います。

○委員長（長谷部 集君） 続いて、有泉委員、お願いします。

○委員（有泉庸一郎君） この趣旨の中小企業者に対するこういうものは、非常に立場よくわかります。ただ、僕もはっきり言って勉強不足ですから、56条とか57条については、よく所得税法がわかっていないんだけど、この中小企業者にするスタンス、先ほど斉藤委員が言われたようなことも当然考えていかなければならないんだろうけれども、なかなか時間がかかるから、56条とかがわかれば一番いいんだけど、ただ、いきなり廃止といっても自分自身がわかっていないもんですから、やっぱりそれも含めて継続で審議していったらどうかと思います。継続でお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員、お願いします。

○委員（内藤久歳君） これ税の負担の公平性ということを考えると、どっちがいいかといふとなかなか難しいですよ。中小零細は中小零細で紹介議員の言っていることも十分、私も中小零細の立場ですから、そうしてほしいなという思いもありますけれども、税っていろいろ捉え方があるので、私も個人的には56条、57条という中身もよく理解していない立場の中で、いいとか悪いとかという判断が今、現時点ではできません。だから時間をいただきたいということで、継続でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 続いて、保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） 先ほどいろいろ、るる言ってしまったんですが、56条廃止の請願なので、やっぱり廃止ではなくて検討すると。まあ、皆さん継続なんですけれども、私は、この廃止を求めるといふ請願書なので不採択ということで、すみません、お願いします。

○委員長（長谷部 集君） 以上で各委員の意見を終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時 34分

再開 午後 零時 35分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

請願第28－2号 所得税法第56条廃止意見書の提出を求める請願書について、採決を行います。

本請願は起立により採決を行います。

本請願について継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（長谷部 集君） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、本請願は継続審査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 零時 35分

再開 午後 零時 37分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど中断をしておりました請願28－1号の件でございますけれども、皆さんにお諮りをしたいと思っておりますけれども、先ほど次の委員会の終了後、会議を再開するというお話がありました。広域の議会とかに出席をしなければいけない方もいらっしゃるということで、よろしければ正副委員長に文面を一任いただきまして、副委員長が紹介議員でもありますので、私ども2人にお任せをいただいて文章を精査し、来週あります決算審査中にでき上がった文章はそれぞれまた皆さんにお見せをしますので、あえて委員会の会議は開きませんが、それぞれで文章を見ていただいて何か意見等ありましたら、また言っていただくような形でいきたいと思っております。

決まったものを最終日の本会議にかけると、その流れでいってみたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他に入ります。

委員の皆さんから何かありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、私のほうから視察研修についてご報告をさせていただきますと思います。

前回の委員会におきまして、視察先希望をお願いしたところ提案がございましたので、私と事務局のほうで決めさせていただきました。日程につきましては、11月1日火曜日、2日水曜日の1泊2日で実施をしたいと思います。場所につきましては、1日目に長野県飯山市、2日目は安曇野市としたいと思います。

研修内容につきましては、皆さんのお手元に委員派遣計画（案）として配付した案のとおり実施をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、視察研修に係る委員派遣についてお諮りをしたいと思います。

お手元に配付した派遣計画（案）により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出をしたいと思いますが、これについてもご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

そのようにさせていただきます。

以上で視察研修についてを終わります。

続きましては、意見交換会について報告をさせていただきます。

前回の委員会におきまして、委員長の私に一任をしていただきましたので、文化財保護審査議会委員と実施することに決定をさせていただきました。時期につきましては、できれば11月の常任委員会の日にあわせて実施したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、事務局から何かありましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

長時間にわたり本当にありがとうございました。

以上をもちまして総務教育常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 4 1 分